

多目的屋内施設整備基本計画 新旧対照表

1 パブコメ等意見による修正

(下線部は修正・追記部分)

該当箇所	中間報告時	最終報告時
第5章 整備方針 図表 5-2 施設機能の整理 P.51	障害者スポーツを体験できる諸室	障害者スポーツの <u>大会や日常的な利用ができる</u> 諸室
第7章 事業費等 (4)収支予測 P.91	—	<p> <u>指定管理者制度により維持管理や運営を行っている公共施設は、収支状況等を鑑みて、不足分を指定管理料として、運営事業者に支払うことで、利用しやすい施設利用料を維持することができています。</u> </p> <p> <u>例示として、本市の総合体育館の指定管理料は、年間約0.74億円(令和元年度)となっています。また、武道館や陸上競技場といった豊橋公園内のスポーツ施設についても、指定管理者制度により維持管理や運営を行っています。それに加えて、豊橋公園内の指定管理区域以外の園路や駐車場などといったエリアについては、市の直営により樹木の剪定や清掃などの維持管理業務を行っています。</u> </p> <p> <u>本計画では、プロスポーツ興行やコンサート興行などを想定しているメインアリーナのほか、サブアリーナや武道場など多様な市民利用を想定した多目的屋内施設を事業対象としていること、さらには様々な公園施設を含めた豊橋公園東側エリア全体の維持管理や運営を含んだ内容としているため、相応の費用(指定管理料)が必要になります。市による相応の費用負担を行いながら、民間事業者のノウハウを最大限生かす手法とすることで、本事業の収益性を向上させ、市の財政負担を軽減させることにつながります。</u> </p>
参考資料 P.138	—	参考資料6としてパブリックコメントの概要資料を追加

2 数値等の修正

該当箇所	中間報告時	最終報告時
第5章 整備方針 図表 5-13 サブアリーナ平面 計画例の卓球の面数 P.61	8面	<u>10面</u>
第6章 整備計画 図表 6-10 公園施設の種別別面積集計表 P.75	運動施設延べ面積 5,836.77 m ² 教養施設延べ面積 6,141.70 m ²	運動施設延べ面積 <u>6,185.66 m²</u> 教養施設延べ面積 <u>5,836.77 m²</u>
第2章 計画条件の整理 図表 2-7 既存施設の配置 P.15		
第7章 事業費等 図表 7-1 事業区域図 P.87		

※誤字、脱字及び軽微な修正は省略します。